

「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に基づく認定審査手数料について

■当初認定

床面積による区分 (床面積の合計)	手数料の額(1件につき)			
	確認書等の添付あり		確認書等の添付なし	
	新築	既存	新築	既存
200㎡以下の場合	11,000円	16,000円	56,000円	84,000円
200㎡を超え 500㎡以下の場合	13,000円	19,000円	72,000円	109,000円
500㎡を超え 1,000㎡以下の場合	30,000円	39,600円	162,000円	218,000円
1,000㎡を超え 2,000㎡以下の場合	45,000円	54,000円	260,000円	350,000円
2,000㎡を超え 10,000㎡以下の場合	127,000円	157,000円	800,000円	1,040,000円
10,000㎡を 超える場合	187,000円	237,000円	1,200,000円	1,600,000円

・「確認書等」とは長期使用構造等である旨が記載された確認書もしくは住宅性能評価書又はこれらの写し

・「既存」とは、

- ① 増改築を伴う住宅の建築及び維持保全に関する計画の認定
- ② 構造及び設備が長期使用構造に該当すると認められる住宅の維持保全に関する計画の認定

・建築確認の確認済証の添付がない場合は、別途手数料が必要となる場合があります。

■変更認定

変更事項	認定手数料	
	新築	既存
譲受人の決定のみ	無料	
長期使用構造等の変更がない場合	5,000円	8,000円
上記以外	変更に係る床面積の2分の1と増加する床面積の合計を申請床面積とみなして当初認定手数料を適用	

■容積率特例許可

一律 160,000円